

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 22 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員
吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・武田委員・長尾委員
岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員
武田議長
5. 欠席委員
なし
6. 執行部出席者
別紙のとおり
7. 議会事務局職員
永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
6 月定例会本会議（6 月 16 日）から付託された事件（議案 7 件）
9. 傍聴者
なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 29 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 6 月 22 日

総務民生常任委員長
記 録 調 製 者

吉 津 弘 之
佐 伯 加 寿 馬

吉津委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得て発言していただくようお願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会で表決の際に挙手をされない方は反対として取り扱いますので、ご了解願います。それでは、これより、本会議で本委員会に付託されました議案 7 件について、審査を行います。はじめに、議案第 3 号「平成 29 年度 長門市電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 おはようございます。提案説明のとおりであり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 おはようございます。議案第 3 号と後ほど出てまいります議案第 6 号というのは、非常に関連しますので、議案第 6 号のときにしっかりお聞きしたいと思いますが、議案第 3 号でお聞きしたいのは、今、電気通信特別会計になっていますね。指定管理が当然議決の結果になりますけれども、されたとして、その場合にこの会計の扱いはどうなるのか。そもそも、これ平成 15 年か 16 年くらいだったと思うんですけど、特別会計ができたのは。もっと後かな。そうですね。ですから、その時にいろいろななぜ特別会計にするのかとか、議論があったと思うんですけども、この特別会計が今度どうなるのかということと、予定されている、ながとてれびさんに委託された場合には、どういう扱いになっていくのかお尋ねいたします。

伊藤企画政策課長 電気通信特別会計については、インターネット事業という特定の収益事業について、利用料をもって利用者の皆さんにインターネット事業という形で役務を提供しているというふうになっております。簡単に言うと特定の必要と感じているお客様へのサービスを提供するということで、特別会計という形にしておりますけれども、市としては、一定の役割が指定管理者のほうに委託という形で移りますので、いずれかの議会の、今から言うと 9 月、12 月、3 月となりますけれども、そこで特別会計の廃止を上程していきたいというふうに考えております。

田村委員 第6号とも関係しますけども、そうすると受ける側の予定されておられるながとてれびさんのほうは、この通信とテレビですね、昔は通信とテレビは全く別個ですけども、最近は一体ですから。それは会計上どういう区分に。たとえばながとてれびさんの中で、また特別会計的なものを作ったりせんにゃいけんようになるのか、そのあたりの見通しはどういうふうになっていますか。

伊藤企画政策課長 ながとてれびさんのほうでは、会計としては特別会計と一般会計という概念で処理されることはないと思われそうですけども、見通しとしましては、会計上のインターネット事業、で、一般事業と。この2つで分けて経理されることは間違いないです。

吉津委員長 ほかにございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第4号「長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正を踏まえ、当方の失業等給付に準じて規定する失業者の退職手当について改正するもので、「個別延長給付等の例により、支給することができることとする」とともに、(移転費)に相当する支給対象に特定地方公共団体による紹介等により、就職する者を追加するものでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第5号「長門市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中原消防長 それでは議案第5号、長門市火災予防条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。重大な消防法令に違反する対象物、具体的には建物に設置が義務付けられた消防用設備等が設置されていない対象物を公表し、利用者がその対象物の

利用について判断できるようにするとともに、防火対象物の関係者に消防用設備等の適正な設置促進を図るため、条例を一部改正するものです。補足説明については以上です。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 市内に、違反があるんじゃないくて、防火対象にあたるようなある施設が、あなたは重大な違反を犯してますよという、改善しないと公表しますよという条例だろうと思うんですけども、あるいは改善しないので公表するという条例だと思うんですけども、そういう対象というのは、何件くらい想定できますか。

増山消防本部予防課長 現時点ではそういった違反対象物はございません。

田村委員 今後出てくる可能性もあるということなんでしょうけども、重大違反というのは、どういうことか具体例をいくつか挙げて教えていただきたいと思います。

増山消防本部予防課長 特定対象物と言われる消防法上、劇場や遊技場、カラオケ店、飲食店、物品販売店、旅館、ホテル、病院、老人福祉施設等の不特定多数の出入りする建物について、これらのうち、火災を早期に覚知することができる自動火災報知設備、それから、初期消火に有効である屋内消火栓設備、またはスプリンクラー設備、これらが建物内に全く設置されていないものが対象になっております。

田村委員 こういう重大違反による、火災による大きな被害とかいうものは全国各地に。長門では幸いなことに今までなかったんですけど、これからはないとは言えないわけなんですけども、これは公表するだけが罰則みたいになるのか、それとも何か公表以外に何か強い規制するようなものがあるのか、そのあたりを。

増山消防本部予防課長 これはホームページ等で公表することによって、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化、それから消防用設備等の適正な設置促進に資することを目的としております。

三輪委員 施行は30年4月1日からとされた理由は何ですか。

増山消防本部予防課長 兼ねてからこういった議論が出されておりましたけど、平成27年度頃に公表の予定の時期というのを全国でまとめまして、アンケートを取りました。その結果、山口県は足並みを揃えて、平成30年の4月1日にしようではないかということで、予防課長会議で決定しております。

吉津委員長 ほかにございませんか。ほかにないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 6 号「長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 提案説明のとおりであり、特に補足説明はありません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 まず、ながとてれび株式会社さんの会社概要を教えてください。

伊藤企画政策課長 概要としましては、まず、資本金が 800 万円。代表取締役様が松岡修二様。現従業員が 10 名。事業実績としましては、長門市ケーブルテレビ番組制作及び利用者支援でありますとか、市内企業団体等の映像制作業務委託でありますとか、そのほか動画制作に携わっていらっしゃいます。

三輪委員 設立はいつですか。

入野ケーブルテレビ放送センター長 平成 23 年 3 月 9 日となっております。

三輪委員 それでですね、今ほっちゃテレビに市の職員の方がいらっしゃいますが、これは 10 月から引き上げられるということで、新規の従業員の採用計画がもしお分かりになれば教えてください。

伊藤企画政策課長 提案書の中で、今計画上でございますけども、今新規採用職員として、総務課付に 2 人、番組制作課付に 1 人ということで、3 名の新規職員、これプラス職員ではございませんけども、連携会社から出向により 2 名という形で計画書はいただいております。

三輪委員 使用料手数料の関係でございますが、現年分、過年分とありますが、過年分の使用料手数料につきましては、どのような扱いになりますか。

伊藤企画政策課長 過年分については、市のほうで管理をしていくというふうになっております。

三輪委員 過年分のぶんは今までどおり市のほうが徴収業務を引き続いて行われるということですね。その会計上はどこに入るわけですか。

伊藤企画政策課長 先ほどもちょっと触れましたけど、電気通信特別会計がいずれかの時点で廃止の条例案を出すということになっておりますので、一般会計の中にそれ

を編入しまして、両方で管理していくという形を今考えております。

三輪委員 それと、委託期間がとりあえず 31 年末まで 2 年半ということでございますけど、それ以降はだいたい 3 年を考えているんですか、5 年を考えているんですか。それともその都度状況を見て考えられているんですか。

伊藤企画政策課長 指定管理の期間ということで、非常に難しいところではございます。というのが、今回初めてテレビ並びにインターネットの事業に新しく指定管理を入れるということで、ここは市としても監督業務がありますので、運営上管理上どうかっていうのは毎年見ることだと思います。それと、最終的には 2 年半後の時点でそれが 3 年に値するのか、5 年に値するのか、ここはしっかり中の状況を見ながら判断していきたいというふうには考えております。

三輪委員 収入の具合を見て、今度指定管理料を変更がありうるということですよ。

伊藤企画政策課長 そこですね、やはり収入をもって支出をどうするかというところは問題点になろうかと思しますので、そこはやっぱり次の指定管理者を募集するときにどうするかということは検討していく材料だというふうには思っています。

田村委員 指定管理制度は市内に大小様々ありますけれども、大きいところではルネッサとかね。あるいは公民館が 2 つくらいありますよね。あとは駐車場とかああいふところも管理。本格的に営利と言いますか、事業として携わっている民間の方が指定管理のあるというのは長門市が始まって以来ではないか。ほかにありますけどね。それをちょっと。俵山の NPO は公民館の指定管理であって、NPO に対する指定管理じゃない。それはそれでいいんですけども、そういう点では最近流行りと言いますか、公民連携と言うかね。その 1 つ大きな形で、指定管理としても 1 つの大きな山場を超えているというかね。端的に言えば民間企業との連携という形になっていくわけですよね。それと、指定管理をする業務内容をもう一度重ねてお尋ねいたします。

入野ケーブルテレビ放送センター長 ホームページ等でも公開はしているんですけども、募集要項使用書等が定めてございます。原則的にはケーブルテレビ放送施設を丸ごと指定管理ということで考えておりますが、一方で放送事業者としては市、あるいは電気通信事業者としては今後も市が行っていくことになります。ですから、その放送事業者としての部分、あるいは電気通信事業者としての部分の責任の部分の主業務を市が今後も行っていくようになります。具体的にお示しをしますと、ちょっと言い方が悪いんですけど、これ以外ということで指定管理者が行うということになります。

す。市が行っていく業務、ちょっと長いんですけどもお伝えします。まず先ほどありました滞納分の整理の分、市が債権として持っているものの滞納分の整理。それから、減免申請について、申請の受け付けについては指定管理者のほうで行っていただきますけども、その資格確認ですね、該当するかしないかの部分は市が確認業務を行います。また、テレビについて放送番組審議会というのを年に1回から2回程度開催しているんですけども、こちらのほうの開催は市で行います。また、電気通信設備主任技術者というのが義務付けられております。こちらのほうの公募については市のほうで行います。また、電気通信設備の統括管理者というものも平成26年から置くことになりましたが、これにつきましては市のほうで配置をしまいいります。また、日々放送している番組内容のチェックは市のほうで行います。また、リスク分担に応じた維持管理業務については市のほうで行います。それから、先ほど課長も申しましたけども、指定管理者へのモニタリングと必要があれば指導・指示を行うことになります。また、テレビが映らないとか、ネットが繋がらないとかいったようなトラブル発生時ですね、大規模な場合ですけども、こちらに対する速やかな復旧に対する指導・指示あるいは連携して行ってまいります。また、事業者が市ですので総務省への申請とか報告の関係は市のほうで行ってまいります。ですから、それ以外の通常の受付とか利用料の収入あるいは各種支払い等はすべて指定管理者のほうで行うようになります。また、制作業務につきましては今でも委託をしておりますけども、同様に行っていくことになっております。以上です。

田村委員 当然ですけども、受信料とか回線利用料、料金の決定とか値上げとかそういうものの決定権というものは市になるんでしょうね。

伊藤企画政策課長 先ほど申し上げました監督業務等もってますので、もちろん市のほうで決めていくというふうになると思います。

田村委員 それでですね、重ねて確認のために質問しますが、膨大な設備があるわけですね、施設、回線も含めて、これの改修とか更新とか、そういうことはどのようになっていますか。

伊藤企画政策課長 まず協定書の中でですね、基本的に100万以上の大規模な改修でありますとか補修であるというところは、協議のうえ市の負担となっております。それと、議員さんおっしゃる、施設の建て替えであるとか線の張り替えであるとか、そこはですね、もちろん市がやっていきますけども、指定管理者と協議しながら、ど

れが一番ベストかというのは協議しながらやりたいと思っております。

田村委員 今の言い方は裏返せば、事業者の負担もお願いすることもありますということですか。

伊藤企画政策課長 基本的に内部保留のお金、いけば利益なんですが、利益をそっくり市のほうで使わせてもらうことはございませんけど、やはり何十年たって内部保留が溜まっていった後、どう市民のサービスに還元していくかということは協議のうえ決めていくことがあろうかと思しますので、その中で話をしていく必要があるという考え方であります。

田村委員 今内部保留という話がでましたけれども、黒字の場合は内部保留、ルネッサなんかもそうですけど、今回 300 万弱の赤字も内部保留で埋めたと思うんですけども、今後ながとてればさんのほうで赤字が出た場合はそれはやっぱり自主でやるということなんですか。

伊藤企画政策課長 これも協定書の中で結んでますけれども、赤字補てんはしないということで協定を結ぶことにしております。

田村委員 それでながとてればさんを指定管理をする選考としてね、選考委員会というか正式名称は何と言うのかわかりませんが、税理士の先生が会長かなんかやっていたらいいですね、その中での協議っていうのは、どういう協議があったのか、大まかで結構ですので、概略を教えてください。

伊藤企画政策課長 この度の選定につきましてはですね、長門市ケーブルテレビ放送施設指定管理者候補者選定委員会というものを設置しまして、そこでご審議をいただいております。委員のみなさま全部で 5 名ということで、それぞれテレビなりの精通した方を選んでおりますが、その中で今回の選定にあたっての、審査項目といいますか、どこに着眼点を置いたかということですね、まず、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応可能か、そして民間能力を活用しつつ住民ニーズの向上や経費の削減等を促して、適正かつ効率的な運用を図ることが可能か、こういう点を念頭におかれまして委員のみなさん方には審査項目を 5 つ提示しております。1 点目が事業計画書の内容が利用者の平等な利用が確保されているものであるか。2 点目が公の施設の効用を最大限に発揮するとともに経費削減が図られているか。3 点目が業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか、それと最後ですけども 5 番目が

提案価格のところ。これを審査項目として算定をされてきたところでございますけども、審査結果を一部申し上げますと、事業計画に掲げる収入の増加や経費の削減に関する内容を反映させた収支計画とするなど、提出された申請内容の不十分な箇所について市の指導、調整のもとに見直し、修正を行い事業計画書を提出することを条件として全員一致で応募者を候補者として選定、市長に報告することにしましたという流れのなかの報告をいただいております。

田村委員 ながとてればさんが管理を議会の議決を本会議で決まって、晴れて 10 月 1 日からという形になるんですけれども、要するに民間の会社が公的な業務を代行する形になるわけです。それで民民、設置というのは湯本もありましたけれども、民間のメリットというのは先ほども出ましたけれども、効率化であるとか、人材がどんどん育成できるとか、あるいは市民のニーズに応えられるとか、効率化であるとか、そういうふうな、いい点は期待されるわけですね。そのあたり、自由度というか、ながとてればさんが民間としてできる自由度は、たとえば広告付きの番組とか、これはおかしげな番組なんか当然ダメですけども、結婚式の、普通カメラ屋さんとか電器屋さんとかやるところもあるんですけど、そういうのを請け合うとか、そういうことまで広げてどんどんやっていくとか、自由度というのはどの程度まで認められるのか。やっぱりながとてればさんも赤字補てんなしですから、必死にならんとできないですよ。頑張っていたきたいと思いますが、そのあたり、自由度というのはどの程度、市のほうでは判断していらっしゃいますか。

伊藤企画政策課長 まず、公の施設の業務の代行という側面からすると、ケーブルセンターの設置条例というところは外していただきたくないというところで、ちょっと申し上げますと、設置条例の中では地域住民の生活環境の向上、及び豊かなコミュニティの形成、ならびに快適なまちづくりに資するというのが謳ってございますので、ここはやっぱり外せないところかなと。議員さんご指摘の自由度というところですが、なかなか難しいところではございますけども、収益事業については、例えば今、ご予定されているのは事業所等の CM の制作放映であるとか、加入者拡大、もちろん今の加入率から上げていこうというところで収入を増やすであるとか、そのための営業活動を行う。我々としてのこれからの運営事業の希望といいますか、望みとしては、将来番組制作、委託業務を今経験されてますので、ここを生かした映像制作事業の内

容、ここを民間として充実されて、あらゆるところから発注がくるとか、そういうところは企画内容とか技術向上を図っていただいて、そこで収益をもっていただきたい。ちょっと自由度とはずれのかもしれませんが、そういうふうにもっていただければと考えております。

田村委員 以前、長門でケーブルテレビを設置するときに、山口ケーブルビジョンに個人的に行っているいろいろ調査したことがございます。そのとき思ったんですけど、加入を促進するための様々な割引であるとか、特典であるとか、特にケーブルのほうは市営テレビは80%を超えるくらいですから、ほぼいっぱいかなと思うんですけども、ネットのほうは、インターネットのほうはまだまだ、競争の非常に激しいところですので、まだまだ可能性はある。そうすると加入促進するために、まあライバル会社との競争もあるんですけども、やっぱり加入促進ツールみたいなもの、そういうところまで含めてできるのか、できないのか。そのあたりはどうなんですか。

入野ケーブルテレビ放送センター長 お答えします。ながとテレビさんからの事業計画書の中にもございますけども、今いう加入促進ですね、今加入率がうちは88%を超えておりまして、ベーシックチャンネルですけども、CSのほうのパックの加入率がまだあまり高くないというところがありまして、こちらのほうはまだ伸び代としてはかなりあるのかなと、いうふうに考えております。また、インターネットのほうも現在2,654の加入、先月末ですけども加入いただいておりますけども、こちらについてもおっしゃるように加入の余地はあろうかと考えております。また、提案書のほうでもいただいているのは、ながとテレビさんの中の組織を横断したかたちでの加入促進プロジェクトチームを編成して、未加入世帯等への加入呼びかけ等の努力を行うということで取り組みをされるというふうに伺っております。今ありました、CSのほっちゃプラスの加入についてと、インターネットサービスについても広告等を増やして、広告というか、CM等でやっていこうというふうに伺っております。以上です。

田村委員 そうでしょうけども、僕が聞きたいのは、ながとテレビさんのほうで加入者を増やすために何らかのサービスのもの、特典、例えば期間限定で加入費が半額になるとかあるじゃないですか。そういうふうなことはながとテレビの自主性として、努力として認められるのかということなんです。それは公的なものの性格があるからダメですよと。山口ケーブルテレビビジョンは、今はどうか知りませんが、その

当時はやっておられたと思う。加入するときね、いつまでやってくれば、多少その間の期間を値引きしますよとかね、そういうのが昔あったと思うんですよね。そういうことができるのか。

伊藤企画政策課長 今年の10月1日から半年やってですね、最初はやはり委託が当初ということで事業内容も、その、なかなか削減効果がすぐ表れるとか、そういうところが出てきませんので、やっぱり割引制度とかいうところは、組織の中の自主事業の中で考えていかれると思います。できるかできないかと言えば、可能だとは思っておりますけれども、最初は経営の安定を考えるとですね、やっぱりすぐそこにいくのは難しいかなと思ってますので、やはりその設置者とともに今後協議をしてまいりたいと思っています。

田村委員 これは長門時事さんですけども、6月9日号ですか、ながとてれびを選定という記事がありました。その中で後半のほうに、「市では番組を質の向上は一段とはかれること」、「保守管理業務など管理体制の専門性が高まること」、3として、「新規の雇用がはかれ、地域経済の波及効果も大きいこと」、4番目「市職員の専門外のテレビ業務から本業の行政業務に戻れること」などのメリットを挙げていると。これは市の考えと書いてありますけどね。1番の番組の質の向上が一段とはかれるというのはどういう根拠に基づいて市はお考えになっているんですか。

入野ケーブルテレビ放送センター長 提案書の中にあっただんですけども、現在番組の放送のパターンというか、スケジュールとかについての提案がございました。今同じ番組を、何時、何時、何時という形で流しているんですけども、その日を逃すともう見れないとかですね、そのような形でのプログラムのやり替えを提案されております。また、提案の中にあるのは、テレビを「見るテレビ」から「参加するテレビ」にするということを計画されております。具体的にどういうことかと言うと、たとえば視聴者の撮影された投稿映像のコンテストを考えておられるとか、視聴者の特派員、視聴者レポーターの起用ということを提案されております。また、SNSを活用した情報発信につきましても予定をされておりました、LINE（ライン）とかTwitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）というようなSNSを活用して放送番組の内容や裏話等を発信していくということを提案されております。これらによって市民により近い内容の番組ができるのではないかというふうに判断をしております。

田村委員 そのとおりですよ。ぜひ頑張ってくださいと思います。それで、4

つのうち一番最後に、難くせと言えど難くせなんですけども、市職員が専門外のテレビ業務から本来の行政業務に戻れることというのは、これ市が発言したのか長門時事さんのほうが書いたのか分かりませんが、これ、一見そうだなとは思いますが、たとえば市の職員の中でもやっぱりこういう事業を希望する職員もいるかもしれないし、あるいは市の業務でケーブルテレビをやっている以上は、このことにやっぱり専門職、詳しい職員がおっても当然だと思えますよね。今度完全に、今入野局長がいらっしゃるけども、今度完全にゼロになるんですかね。その体制はどのようなかなという、そのあたりいかがでしょうか。

伊藤企画政策課長 過年の利用料金の還元がございますから、ゼロになることはございません。

田村委員 私が言うのは、あそこの上郷のところの、あそこに詰めて、入野さんは今あそこに行かれて、そうですね。そういう職員が現場にいる職員が後方で事務をやるという。

伊藤企画政策課長 指定管理を出した 10 月 1 日から半年間は間違いなく常駐で人間がおります。今後については人事の中で決めてまいります。

江原委員 すいません、時間もないので、1 分だけ私も難くせをつけさせていただければと思っておるんですが、私は 11 月に首都圏のほうから帰ってまいりまして、ほっちゃテレビに加入させていただいておるんですけども、今度当然指定管理になるということで、今までよりは自由度が効くということだと思えますけれども、まず申し込みなんですけども、地元にいる方が申し込まれる場合は、近くの業者さん分かっていると思うので、リストの中から選んで申し込めると思えますけれども、今度はどんどん外部の人達を誘致してくるという話を長門市さんされているわけなので、いろんなところから来られたときに、まず近所の業者さんを知らない人もいらっしゃると思えますね。そういったときに直接ほっちゃテレビでも申し込みを受けてもらえるような形。そして住所がですね、あなたの住所だとここが一番近いのでこの業者さんでいいですよ、いいですよ、じゃあこれをお願いしますという形で、ほっちゃテレビでも当然受けてもらえるような形に、最初に受けてもらえる形でお願いできればというふうに思います。それが 1 つと、あともう 1 つは、あそこのレギュラーのところは普通の地上波と BS 全部書いてあるんですけども、実際僕はレギュラーで申し込んで、それでテレビに繋がりました。じゃあ BS が映らない、おかしいおかしいな

と思ったら、ほっちゃテレビに聞きました。そしたら、下に小さく BS を見られる場合は何とかボックスを申し込んでください。510 円ですとかいうのが小さく書いてあるんですね。それを申し込みにほっちゃテレビに私最初に聞きに行ったときとか、申し込みをしたあと聞きに行ったときに、お金を払いに行ったときに説明をいただければ良かったんですけども、いただけなかった。それで説明を聞くと、ちっちゃく書いてあるんですね。それで、受付の方にこういう話ってないですかと聞いたら、時々そういう話ありますと言うわけですよ。時々あるのであれば、上司に話をして申込書を改定するとか、必ず説明するようにするとか、申込者が来たらですね。そういうサービスというか、そういうのをはかっていたきたいということと、今度民間というか指定管理になられるので、支払いをクレジットでも OK にしていただきたいんですね。基本的に公共料金もそうなんですけど、普通多くの自治体でクレジット決済、税金も含めてクレジット決済 OK のところもけっこうあってですね、皆つめるようになっているんです。たとえば固定資産税なんかでも全部カードで引けるようになっているたり、いろいろしているんですね。ですからぜひ、1 つ 1 つ、公共料金も含めて、ほっちゃテレビからでも結構なので、クレジット決済 OK にしていただければというふうに思います。いろんなところで、これってカード決済できないんですかって言うと、だいたい皆さん、ここ田舎ですからってだいたい言われるんです。田舎ですからじゃなくて、これからどんどん誘致してこようと、ほかのところから人を誘致してこようと思ったときに…

吉津委員長 江原委員、指定についての質疑になりますので。

江原委員 1 分だけでした。すいませんでした。申し訳ございません。そういうことで、ぜひ指定管理になられたら、今よりもレベルを上げていただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

吉津委員長 ほかにございませんか。ほかにないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 26 号「業務委託契約の締結について（長門市本庁舎建設に係る市有林木材加工等業務）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 提案説明のとおりであり、特に補足説明はありません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 1 つくらい質問がないといけんでしょうから。事業のあれは異議なしで、なんですけども、これはいつからいつまでの、庁舎の事業が終わるまでの間の期間ですかね、これ。トータルのお金というのは。それと、どういう、本庁舎に使う木材というのは、いわゆる2時間耐火とか1時間耐火とかいろいろあるんでしょうけれども、木材加工が非常に特殊な加工で、これは加工場というのは下関になるんですかね。県内あちこちでやって長門に持ってくるというか。長門の中でどこかでやるのか、そのあたりは分かりますかね。

坂野総務課長 今回の業務の期間なんですけれども、契約してから建て方が始まるまでとなります。その時期が…。

大田庁舎建設準備室長 業務委託の期間といたしましては、31年の9月30日という形になっております。

坂野総務課長 主な集成材になりますけれども、ラミナーという板の成材までは市内で行いまして、それを岡山県の真庭市にあります、そちらのほうで集成材を加工しまして、また持って帰るような格好になります。

吉津委員長 ほかにございませんか。ほかにご質疑もないようなので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第27号「財産の取得について（仙崎地区交流拠点施設（厨房用備品）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

木村経済観光部長 補足説明はありません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 細かいことですが、この3,852万何がし条件付き一般競争入札。本会議の中日の16日のときに、林哲也議員のほうから、予定価格のことで質問がありましたね。そして、3社の価格を見積もりを取って、その平均値を予定価格としている。予定価格は事後公表。それは当然、それでいいんですけども、3社の見積もりというのは、どこなのか。企業名。入札に関わった業者じゃないだろうとは思っている。

すけど、当然ね。そういう予定価格の出し方というのは、そういう出し方があるのかということのを、ちょっと疑問に思ったんですよ。それと、品目というのが、契約書というか入札の結果を見てみると、莫大ありますよね。100 近く品目があるんじゃないかな、何だらかんだら。これはどこが作成したのか。こういうものがあるぞ、こういうものがあるぞというのは、どこが決めたのか。要するに発注側が決めたんですけども、市なのか、それとも LLC なのか。そのあたりですね。どういうふうな必要性があると考えてそれを決められたのか。そのあたりをちょっと教えていただけたらと思います。

石本成長戦略推進課長 まず、予定価格の出し方、決め方でございますけれども、本会議の中で、林議員の中で答弁をさせていただきました。考え方、出し方については、長門市の財務規則がございます。財務規則の 97 条第 2 号に「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行の期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」というふうになっております。今回、市内業者の厨房機器の指名登録者の中から、3 社を選定し、見積もりをいただいたということにしておりまして、その平均価格を予定価格といたしたところでございます。それともう 1 点、厨房機器はどこが決めたのかというふうなご質問ではございますが、これについては、建築工事の設計の中で、こういったようなものがあるかということで、関わっているのが、NSB 設計、そして指定管理者となっておるながと物産合同会社、それと長門市、3 者で協議して決めています。1 つ考え方については、市が調達する物品というか備品については、取り付け工事等の諸調整が必要になるものは、長門市が厨房備品として購入するということにしておりまして、単に現場のほうに設置するものについては、指定管理者が調達するという中の取り決めの中で今回、取り付け工事が発注する工事等があるものばかりを発注したということにしております。

田村委員 今回発注したものは、取り付け工事が必要なものばかりを発注したと言われましたね。間違いはないですか。あれだけの品目を僕は確かめたわけじゃないですけども。1 個 1 個調べていったら、そこに置いておけば使えるものも入っているんじゃないですか。そんなことはないです。僕も確かめられないけども。完全にこれは取り付け工事が必要なものかどうかということと言われるんだったら、それは調べますよ。こちらも。

石本成長戦略推進課長 取付工事等ということで、取付工事がいります。それと設計するにあたって備品の企画、サイズがその中の加工室なんかですね、きちんと入らなければいけないということもありますので、サイズもきちんと明記させておりますので、そういったような実際に建築との関わりのあるものについて発注していくということです。

橋本委員 先ほど3社の見積もりによってその平均値で予定価格を決定されると言われましたよね。これは間違いはないですか。というのは、普通一般、営利目的の企業は、よそに見積もりを発注するときは、あらかじめ自分の会社で予定価格、このくらいの金額だろうなと決めておいて見積もりを発注するんですよね。これだったら、極端に言ったら悪い例かもしれませんが3社が競合して金額をなんぼで出そうやと言ったら、その3社がたとえば500万円くらいでできるものが、3社が1,000千万円で出そうと言われた時は、平均値だと1,000万円になりますよね。そういう考えでいいんですか。

石本成長戦略推進課長 お答えになるかどうかわかりませんが、市内の業者の方にアトランダムに厨房機器の指名の登録業者が14社ございます。その中から選んで、こっちの方から見積もり依頼をしたということなので、それぞれの業者間の中で、どこに見積もり依頼をされているかというところは定かでない、という中での見積もりだったと思います。

橋本委員 一応見積もりを出すときには、あらかじめこっちで予定価格を調べておくか、計算しておいて見積もりを出すべきではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

石本成長戦略推進課長 この予算的な部分から申し上げますと、この備品についてはですね、平成29年の当初予算で見積もっております。その見積もりをする際にですね、このほかに仙崎地区交流拠点施設の今回は直売所のほうの備品になっているんですけれども、情報発信と休憩所、ショップ青海島のほうの備品の方も合わせもってですね、7,400万円という備品の予算を承認いただいているということです。承認をいただく時の私どもの資料といたしましては、こういったような備品がいるということで、メーカーからの見積もりを取って、予算化をしているということです。今回の予定価格ということについてはですね、その予算の中でもいけるということが地元で見積もりをした際に、今回は条件付き一般競争入札ということで、長門市に本社を置く

業者さんを条件とした一般競争入札にしておりますので、この金額的には、予算的にはいけるという中で、予定価格を算定したということです。

田村委員 これの入札をした結果、落札率がたしか 66.何パーセントだったんですよね。だから非常に競争が激しかったということだろうと。そのあたりはどういうふうに。落札率が低かったということはどのように評価されていますか。

石本成長戦略推進課長 当初予定していた予定価格からすると、先ほど田村議員もおっしゃいましたように落札率が 66.2%ということで、私どもも入札結果を見て驚いています。市内の業者さん、ここは名前が出ておるんですけども、がんばっていただいたなというふうに感じております。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 27 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 28 号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中原消防長 それでは、議案第 28 号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）」の補足説明をいたします。災害対応特殊救急自動車の購入に係るもので、現在中央消防署に配備しております、高規格救急自動車 2 台のうち 1 台は、平成 17 年 12 月に購入し、購入から 12 年が経過しており、車両および高度救命処置用資機材等も老朽劣化により、性能の低下が著しいことから更新整備するものです。補足説明は以上です。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 28 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。